居宅介護支援事業・予防介護支援事業

重要事項説明書

2024年4月

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人白水会	
主たる事務所の所在地	〒509-1106 岐阜県加茂郡白川町坂の東5770番地	
代表者(職名・氏名)	理事長 ・ 野尻 眞	
設立年月日	昭和55年4月1日	
電話番号	0 5 7 4-7 2-2 2 2 2	

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	白川町在宅介護支援センター		
サービスの種類	居宅介護支援事業・予防介護支援事業		
事業所の所在地	〒509-1106 岐阜県加茂郡白川町坂の東5770番地		
電話番号	0 5 7 4 - 7 5 - 2 3 8 8	(不在時は携帯電話に転送)	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	2171300128	
管理者の氏名	永井 真理子		
通常の事業の実施地域	加茂郡白川町 (利用者の要請に応じて通常実施地域以外へ事業を提供できる)		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	白川町在宅介護支援センター(以下センターという)は、介護保険法等趣
	旨に基づき、利用者様が要介護状態または要支援状態となった場合、その可
	能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと
	が出来るよう事業を実施する。
運営の方針	センターは、保健医療福祉障害等多様なサービス事業所と連携して総合的
	効率的にサービスが提供されるよう配慮し居宅サービス計画作成等の業務の
	遂行に努める。
	センターは、利用者様の意思・人権を尊重し、提供されるサービスの種類
	や事業所が偏ることの無いように公平中立に支援を行う。

4. 営業日時について

- ①営業日時は、原則月曜日から金曜日で、8:30 から 17:30 までとします。但し、年末年始 12/30 から 1/3 を除きます。
- ②営業時間以外で急な相談などに対応するため、電話の転送機能にて連絡を受けることが出来ます。 (連絡先 0574-75-2388)

5. 職員体制について

業務内容	人員
管理者 主任介護支援専門員 常勤	1名
介護支援専門員 常勤	3名以上 兼務を含む
事務員	1名 法人との兼務

6. 提供するサービスの内容について

1) 居宅介護支援・予防介護支援について

- ①利用者様の相談を受け、介護保険制度の紹介説明をします。
- ②利用者様に指定居宅サービス事業者・第1号訪問または通所事業者・入所施設等の情報、及び 地域の社会資源情報等を提供します。
- ③利用者様を訪問等により、面接趣旨を説明した上で利用者様の様々な情報収集を行い、自立した生活を営むことが出来るよう、解決すべき課題を把握します。
- ④居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤サービス担当者会議を開催します。開催時、利用者様又はその家族様の同意を得たうえで、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができます。その場合、厚生労働省の個人情報の適切な取り扱いについてのガイドライン等を遵守します。
- ⑥居宅サービス計画に関して、文章にて利用者様の同意を得ます。
- (7)サービス実施状況を継続的に把握し評価します。
- ⑧入所等が必要になった場合、介護保険施設の紹介や入所に際しての支援を行います。
- ⑨地域包括支援センターや市町村担当課、他関係機関・事業者との連携を図ります。
- ⑩市町村から委託された事業を行います。
- 2) ターミナルケアマネジメントについて

病状が悪化された方に対して、利用者・家族の方に説明し同意を得た上で、主治の医師等と連携 し助言を得ながら、24 時間連絡が取れる体制にて必要に応じ訪問し状態を把握し、サービスの 調整に努めます。

3) 医療機関・入所施設との連携について

居宅介護支援事業所は医療機関との情報連携強化が求められています。利用者様が病院等へ通院 または入院された場合に医療機関へ、担当の居宅介護支援事業所名及び介護支援専門員の氏名を お伝えくださるようにお願いします。

また、介護保険証を医療機関の求めに応じて提示されるようにお願いします。

7. 利用料金について

①居宅介護支援事業に関する利用料金は1ヶ月、要介護1・2の方10,860円、要介護3・4・5の方14,110円となります。白川町は特別地域支援加算15%加算されています。

初回利用または利用が2カ月以上なかった場合の利用時に初回加算3,000円が追加されます。 当事業所は特別地域加算、特定事業所加算・入院時情報連携加算・退院退所加算・通院時情報連 携加算・ターミナルケアマネジメント加算、特事業所医療介護連携加算、中山間地域加算の算定 を受ける場合があります。現在これらの料金は全て介護保険から支給されます。自己負担はあり

③利用契約の中途解約に関して、解約料金は頂きません。

8. サービス事業者の選定について

センターは、利用者様およびその家族の人権を尊重し意思・希望を踏まえつつ、自立支援・介護 予防の視点で、提供されるサービスの種類や事業所が偏ることが無いように、サービス事業者 一覧表を基に全事業者の中から利用者様等と相談の上公平中立にサービス事業者を選定します。 利用者様等は複数の事業者の紹介及び選定理由を求めることができます。

各サービス事業者の利用状況等を別紙にて説明し同意を頂きます。

9. 苦情対応について

- ①センターに関する苦情・不明な点等がありましたら率直にお申し出ください。
- ②センターの苦情担当は、永井 真理子(管理者)です。
- ③連絡先は、白川町在宅介護支援センター (0574-75-2388) です。
- ④投書箱を健遊館公衆電話横に設置しております。ご利用ください。
- ⑤苦情受付機関

白川町保健福祉課 0574-72-2317 岐阜県国民健康団体連合会 058-275-9820

10. サービス提供記録の開示について

センターは、利用者様の求めに応じてサービス提供記録を開示いたします。

11. 秘密の保持

センター職員には、守秘義務が法律で定められております。また、職員は退職後も、利用者様の個人情報等を漏らさない旨記載した誓約書を提出しております。

12. 個人情報保護について

事業者は、個人情報取扱い規定を定め、規定に基づき対応しております。別紙規定参照。

13.緊急時の対応について

利用者様に対応中の緊急事態に対して、速やかに必要な措置を講じます。また利用者様側に緊急事態が生じた場合下記連絡先までご連絡ください。速やかに必要な措置を講じます。

14. 事故賠償保障について

センター職員による利用者様に関しての万が一の事故に備えて、事故賠償保険に加入しております。協議の上適切に対処いたします。

15. センター利用解約について

センター利用解約は、1か月前までにお申し出ください。双方協議の上決定します。

16. 非常災害対策·虐待防止策·感染防止対策·衛生管理

医療法人白水会の規定に準じます。ご不明な点やご意見などあれば窓口までお申し出ください。 ご相談連絡先

白川町在宅介護支援センター

〒 509-1106 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東 5770

版 0574-75-2388 携帯版 090-7859-7844

fax 0574-75-2288 メールアドレス <u>shirakawahpzaishi@oboe.ocn.ne.jp</u>

説明日 令和 年 月 日 説明者 白川町在宅介護支援センター

上記重要事項説明書の内容について説明を受け、この内容に同意しこれを受領いたします。

利用者氏名	 署名代行者	